

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	浸水防止用設備に係る特例措置の創設 (国28)(法人税:義) (地27)(法人住民税、事業税:義、固定資産税:外)	(新設・延長・拡充)
2	要望の内容	浸水想定区域内に位置している地下街、大規模工場等のうち、浸水防止計画を作成し、市町村長に提出しているものを対象に、当該計画に位置づけられた浸水防止用設備(止水板、防水扉等)を取得した際の法人税、法人住民税及び事業税に係る特例措置を講じる。	
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付	
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望	
6	適用又は延長期間	3年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国各地で豪雨災害が多発するとともに、水防団員の減少、高齢化等により地域の水防力の弱体化が進むなかで、地域の水防力の強化を図るために、自衛水防の取組を推進している。特に地下街等については、浸水スピードが速く、閉鎖的な空間であり、身体・生命へのリスクが大きい。さらに、地下街等は商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場であることから、いったん浸水すると地域の都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクもある。また、大規模工場等においても、浸水被害が発生した場合には、事業継続や経済・雇用に影響を与える。したがって、地下街、大規模工場等について、従来から取り組んできた避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図るための取組みを推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保することが求められている。 《政策目的の根拠》 水防法(昭和 24 年法律第 193 号) 第 15 条(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置) 第 15 条の 2(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 第 15 条の 4(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 等
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進

		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成 28 年度末時点において、市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等のうち浸水防止計画を作成したものの数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が講じられることによって、水防法に基づく浸水想定区域内における地下街等及び大規模工場等による浸水防止計画の作成等浸水防止の取組みが促進され、人命を守ることや、都市機能・経済活動の継続性の確保に寄与する。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p><将来の推計> 平成 26～28 年度における適用者数 地下街等: 873箇所 大規模工場等: 30箇所</p>
		②: 減収額	<p>平成 26 年度 ー 平成 27 年度 ー 平成 28 年度 ー</p>
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むなど、浸水防止の取組が着実に促進され、人命が守られるとともに、都市機能・経済活動の継続性が確保される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むこととなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 浸水防止設備への投資が進まず、大規模な水害が発生した際に、人命が危険にさらされるほか、都市・経済活動が機能不全に陥る。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 止水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いきにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、民間事業者による浸水防止装置の設置が促進されることは、是認される。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>水防法で浸水防止計画の策定等、浸水防止のための新たな措置を求めるにあたって、浸水防止用設備の設置に関して、費用負担の軽減を図るべきである。また、申請等により補助対象者を個別に捕捉して補助を行うことは、行政の効率性の観点からも非効率であり、租税特別措置によることが適切である。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	平成 25 年 7 月に施行された改正水防法により、河川氾濫時における浸水想定区域内に位置する地下街等について、浸水防止計画の策定、訓練の実施、自衛水防組織の設置が義務づけられている(大規模工場等については、努力義務)が、浸水防止用設備の整備そのものの義務付けや支援措置は無い。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	平成 25 年 7 月に施行された改正水防法により、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街、大規模工場等に対し、浸水防止計画の作成等に関する規制が新設されたが、本税制の措置により、浸水防止の取組が促進され、利用者の安全が確保されるとともに、都市・経済活動の継続性が確保されることから相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—